## 北松戸ニコニコ保育園

運営規定

## 北松戸ニコニコ保育園 運営規定

(事業所の名称等)

- 第1条 株式会社ライフケアジャパンが設置するこの保育園の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - (1) 名称 北松戸ニコニコ保育園
  - (2) 所在地 松戸市上本郷891-1

(施設の目的及び運営方針)

- 第2条 北松戸ニコニコ保育園(以下、当園という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- 2 当園は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「松戸特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その 他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

- 第3条 当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)に基づき、以下に掲げる保育その 他の便宜の提供を行う。
  - (1) 特定教育・保育 第4条に規定する時間において保育を提供する。
  - (2) 食事の提供
  - (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、人数及び職務内容)

- 第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、人数及び職務内容は、次の通りとする。
  - (1) 園長代理 1名 施設運営管理
  - (2) リーダー 1名 リーダーは、園長を補佐し、保育内容について他の保育士及び保育従事者を統括する。
  - (3) 保育士 5名保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。
  - (4) 保育従事者 2名 保育士の業務についての補助を行う。
  - (5) 調理員 1名 栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日)

- 第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始(12月 29日から1月3日)及び祝祭日を除く。 その他、市長が必要と認めた場合、臨時休園する場合がある
- 2 保育を提供する時間は、次の通りとする。

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲 内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

- 第6条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該 市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。
- 2 当園は一項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

時間外に係る利用者負担

(1) 標準時間 18:00~18:30 2,000円/月

 $18:00\sim19:00$  3,000円/月

18:00~18:30 1回あたり30分毎200円

18:30~19:00 1回あたり30分毎300円

(2) 短時間 7:00~8:30 1回あたり30分毎200円

16:30~19:00 1回あたり30分毎200円

※19:00以降は、(1)(2)両方1回あたり30分毎1,000円

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、依頼があれば領収書を発行する。

(利用定員)

- 第7条 当園の利用定員は、こども・子育て支援法(以下、法という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子供の区分ごとに次の通り定める。
  - (1) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児(3号認定こども))

15人

(2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

3人

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

- 2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 利用乳幼児が3歳に到達して、初めての3月31日を迎えたとき(特例時を除く)
  - (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第9条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託委又は利用児童の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、松戸市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な 措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明 し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

※別紙 「緊急時対策マニュアル」

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

※別紙 「非常災害マニュアル」

(虐待の防止のための措置)

第11条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

※別紙 「虐待防止の措置について」

附則

1. 令和7年4月1日 一部変更 第6条2 時間外に係る利用者負担